株主各位

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地

日本デコラックス株式会社

代表取締役社長 木 村 重 夫

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の噴霧の株主様へのお声掛けなどの措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時

2. 場 所 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地

本社2階会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第64期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告

及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.decoluxe.co.jp)にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

2021年4月1日から 2022年3月31日まで

1. 事業の概況

(1) 事業の経過及び成果

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の長期化に加え、新たな変異株による感染拡大で、社会経済活動が制限されたことにより景気の回復が遅れております。また、世界的なサプライチェーンの混乱による原材料、部品の不足、資源価格の高騰、円安の進行、ロシアによるウクライナ侵攻など、かつてない先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下当社は、製品を安定的に供給するため原材料の確保に最大限の努力をすると同時に原材料価格の高騰を製品価格に転嫁しました。

また新たに、DX化の推進により、ケミカルアンカーの強度計算及び容量計算をスマホでできるサービスを開始しました。

不燃板製品では、モザイク柄同調エンボス不燃メラミン化粧板「モザイコ」シリーズについて、これまでの四角形タイルからデザインを一新した三角形タイル「フルール」及び、好評の25mm角タイル「ヴァンサンク」に高級感のある新柄を新たなラインナップとして加えました。

ケミカルアンカー製品では、セメントと水が同一容器に収容された「無機系カートリッジ『ML480』」の販売を開始しました。

以上の結果、当事業年度の業績といたしましては、売上高は49億5百万円(前期比104.2%)、営業利益は3億4千1百万円(前期比76.3%)、経常利益は4億1千2百万円(前期比91.1%)、当期純利益は2億8千1百万円(前期比91.0%)となりました。

次にセグメント別の業績を述べます。

<建築材料事業セグメント>

化粧板製品

高圧メラミン化粧板は、感染症の影響による在宅勤務の普及によりオフィス家具向けの需要が減少したものの、物件の延期、中止が相次いでいた店舗市場、トイレブース市場が一部回復基調となったことにより、販売が増加しました。

不燃メラミン化粧板は、モザイク柄同調エンボス不燃メラミン化粧板「パニート・モザイコ」の新柄「ヴァンサンク」、及び「フルール」を市場に投入し拡販に注力しましたが、ウッドショックによる木材の高騰の影響や、感染症の影響による住設機器の納期遅延により、住宅リフォーム工事の需要が減少したため販売が減少しました。

その結果、化粧板製品の売上高は30億3千4百万円(前期比102.3%)となりました。

電子部品業界向け製品

電子部品業界向け製品は、感染症によるサプライチェーンの混乱に伴う、原材料等の供給不足により生産が滞ったものの、自動車の電装化、5 Gやリモート向けパソコン等のプリント基板用フェノール積層板の需要が 大幅に増加したことにより、販売が増加しました。

その結果、電子部品業界向け製品の売上高は7億1千7百万円(前期比123.2%)となりました。

ケミカルアンカー製品

ケミカルアンカー製品は、感染症の影響による工事物件の一部が中断、 延期、中止により民間の建築工事(建築耐震、設備等)への販売が減少し たものの、公共工事による土木工事(道路・港湾・河川等)への販売は比 較的順調に推移したことにより、販売が増加しました。

その結果、ケミカルアンカー製品の売上高は7億3千3百万円(前期比102.4%)となりました。

これらの結果、その他の売上高も合わせて、当セグメントの売上高は45 億4千万円(前期比105.1%)となりました。

<不動産事業セグメント>

不動産事業は、堅調に推移したものの、一部テナントの退去があり、売上は減少しました。

その結果、不動産事業セグメントの売上高は3億6千4百万円(前期比94.5%)となりました。

(単位 千円)

						当事業年度売上高	前期比	構成比
建	築	材	料	事	業			
	化	粧	板	製	品	3, 034, 876	102.3%	61.9%
	電子	部品	業界	向け	製品	717, 831	123. 2	14. 6
	ケミ	カル	アン	カー	製品	733, 643	102. 4	15. 0
	そ		0)		他	53, 967	100.8	1. 1
小					計	4, 540, 318	105. 1	92. 6
不	動	<u> </u>	産	事	業	364, 943	94. 5	7. 4
合					計	4, 905, 261	104. 2	100.0

(2) 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、工場の生産設備等に7千1百万円を投資いた しました。なお、すべて自己資金により充当いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

				· · · /// _ // · · // · // · · // · · · // · · · ·			
	区	分	}	第 61 期 2018.4.1~ 2019.3.31	第 62 期 2019.4.1~ 2020.3.31	第 63 期 2020.4.1~ 2021.3.31	第 64 期 (当事業年度) 2021.4.1~ 2022.3.31
売	上	高	(千円)	5, 871, 204	5, 422, 742	4, 706, 569	4, 905, 261
経	常利	益	(千円)	544, 625	444, 626	453, 087	412, 605
当	期純利	」益	(千円)	354, 817	327, 998	309, 609	281, 706
1 株	当たり当期約	屯利益	(円)	436. 82	403.80	381.19	350. 11
純	資	産	(千円)	14, 521, 320	14, 642, 352	14, 829, 789	15, 014, 533
総	資	産	(千円)	16, 504, 036	16, 652, 129	16, 491, 124	17, 009, 769
1 株	当たり純	資産	(円)	17, 877. 60	18, 026. 83	18, 258. 72	18, 945. 71

(注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

- 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。「収益認識に関する会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
- 3. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年 7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年 7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(4) 会社が対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況、原材料価格および為替の動向等を慎重に見極めながらの対応を迫られるものと考えております。

このような環境下で当社は、基幹システムを入れ替え、各プロセスでのデータ連携及び合理化を図り、より正確に現状を把握し迅速な経営判断を行えるよう、仕組みを整えて参ります。

(5) **主要な事業内容**(2022年3月31日現在)

合成樹脂製品の製造及び販売 建築及び家具木工品の製造及び販売 賃貸用オフィスビル等の不動産賃貸

(6) **主要な営業所及び工場**(2022年3月31日現在)

本 社 愛知県丹羽郡扶桑町

本社工場 同 上

三重工場 三重県三重郡川越町

営業所 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡

(7) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
159名(67名)	7名増(1名増)	42歳 5 ヶ月	16年 6 ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の()は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を 外数で記載しております。

2. 会社の概況

(1) **株式の状況** (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

3,000,000株

② 発行済株式の総数

893,000株

③ 株主数

417名

④ 大株主(上位10名)

杓	ŧ		主	<u>:</u>		ź	名	持 株 数			持	株	比	率
高	平	商	事	株	式	会	社			357千株			45.	05%
有	限	会	社	<u>.</u>	キ	A	ラ			32			4.	04
木		村			重		夫			26			3.	37
木		村			勇		夫			26			3.	37
市		JII			由		美			22			2.	83
丹		羽			淳		雄			21			2.	70
丹		羽			由		_			21			2.	68
木		村			陽		子			20			2.	61
日元	本デ	コラ	ック	, ス	社員	持杉	卡会			20			2.	59
丹	羽	産	業	株	式	会	社			20			2.	52

⁽注) 1. 当社は、自己株式を100,497株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

取締役の状況(2022年3月31日現在)

	氏	名		会社における地位 担当及び重要な兼職の状況
木	村	重	夫	代表取締役社長
木	村	勇	夫	常務取締役マーケティング本部長
木	村	俊	夫	取締役三重工場長
竹	中	保	_	取 締 役 (常勤監査等委員)
田	島	和	憲	取 締 役 田島和憲公認会計士事務所所長 (監査等委員) ダイコク電機株式会社監査役
Щ	内	和	雄	取 締 役 (監査等委員) 出内和雄公認会計士事務所所長 株式会社アルペン取締役(監査等委員) 愛 知 県 監 査 委 員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)田島和憲氏及び山内和雄氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)田島和憲氏及び山内和雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・田島和憲氏及び山内和雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - 3. 取締役竹中保一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
 - 4. 当社は、田島和憲氏及び山内和雄氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しておりません。

② 取締役の報酬等

	報酬等の	報酬等の	種類別の総額	頁(千円)	対象となる
役員区分	総額 (千円)	固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	役員の員数 (人)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	96, 345 (—)	82, 318 (—)	_	14, 027 (—)	3 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6, 300 (2, 400)	6, 300 (2, 400)	_	_	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	102, 645 (2, 400)	88, 618 (2, 400)	_	14, 027 (—)	6 (2)

(注) 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14百万円 (取締役 (監査等委員を除く) 3名に対し14百万円)。

<上記報酬等に関する事項>

①取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の 第57期定時株主総会において月額3千万円以内と決議されておりま す。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、 3名(うち、社外取締役は0名)です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は2015年6月26日開催の第57期定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

- ②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項
 - 基本方針

当社の取締役報酬等は、担当職務に鑑みて決定することを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての取締役報酬および役員退職慰労金により構成するものとする。

・固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役報酬は月例支給とし、株主総会で決議された総額の範囲内において担当職務に鑑みて決定する。

当社の役員退職慰労金については「役員退職慰労金内規」の定めに基づき支給金額及び支払時期については決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割 合の決定に関する方針

当社の個人別の報酬の額に対する割合については、固定報酬が全部を占めるものとする。

- ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項
 - イ. 委任を受け決定したものの人物の氏名、地位及び担当 木村重夫 代表取締役社長
 - 口. 委任された権限の内容

個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

③ 社外役員に関する事項

(ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該 他の法人等との関係

取締役(監査等委員)田島和憲氏は田島和憲公認会計士事務所所 長、ダイコク電機株式会社監査役を兼務しております。

当社と田島和憲公認会計士事務所、ダイコク電機株式会社との間に取引はありません。

取締役(監査等委員)山内和雄氏は山内和雄公認会計士事務所所長、株式会社アルペン取締役(監査等委員)、愛知県監査委員であります。

当社と山内和雄公認会計士事務所、株式会社アルペン、愛知県との間に取引はありません。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏			名	出	席	状	況	発	言	状 沥	しと	役	割
取 締 役(監査等委員)	田	島	和	憲			10回/1		識点こたい助	をかとがて言割有らを、もしを	にし監期当そて果関て督待社の頂た	り能て締点などをお役にと	当果り会基適	核こちこう切視すしおきな
取 締 役(監査等委員)	Ш	内	和	雄			15回/1		識点こたい助	をかとがて言	にし監期当そて果関て督待社の頂た	り能て締点など	当果り会基適	核こちこう切視すしおきな

(3) 会計監査人の状況

(注)当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人 は、2021年6月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんの で、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積 りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 前任監査人であった、有限責任 あずさ監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人の報酬等はありません。
 - 4. 前任監査人であった有限責任 あずさ監査法人に対して、後任会計監査人への引継業務 に係る報酬を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要があるときは「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムといたしましては、「法令遵守」、「財務報告の信頼性」、「事業経営の有効性・効率性」を確実なものとするために、次の3つの体制の実施・維持・管理をしております。

- 1. 会社業務により生ずるすべての重要なリスクを識別、測定、モニタリング、コントロールするリスク管理体制
- 2. 内部統制の適切性や有効性を定期的に検証し、その結果、必要に応じて問題点を改善是正し、経営者に定期的に報告する体制
- 3. すべての重要な情報が経営者に適時に報告される体制 これら3つの体制の構築、運用等については、内部統制内規、社内マニュアル、規定、手順書等に定めております。また、内部統制内規にて、行動方針を定め、社内に周知徹底しております。

本事業報告中の記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の	 部	負債及び純資産	の部
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 277, 710	流動負債	1, 310, 877
現金及び預金	4, 033, 124	支 払 手 形	14, 621
受 取 手 形	176, 615	電子記録債務	589, 207
電子記録債権	649, 038	買掛金	276, 706
売 掛 金	731, 624	未払金	27, 444
有 価 証 券	897, 640	未払費用	102, 432
商品及び製品	286, 243	未払法人税等	21, 036
性 掛 品	52, 505	預り金	83, 662
原材料及び貯蔵品	369, 930	賞 与 引 当 金	49, 170
前渡金	48, 389	設備支払手形	140, 631
未 収 入 金	455	その他	5, 965
その他	32, 142	固定負債	684, 358
 固 定 資 産	9, 732, 058	· 役員退職慰労引当金	367, 812
	8, 193, 831	資産除去債務	25, 868
建物	2, 516, 948	長期預り保証金	193, 400
構築物	13, 761	操延税金負債	97, 276
機械及び装置	442, 683	負債合計	1, 995, 235
車 両 運 搬 具	993	 (純資産の部)	
工具器具備品	14, 415	 株 主 資 本	14, 730, 836
土 地	5, 084, 469	資 本 金	2, 515, 383
そ の 他	120, 560	資本剰余金	2, 305, 533
無形固定資産	31, 289	資本準備金	2, 305, 533
ソフトウエア	16, 243	利 益 剰 余 金	10, 392, 807
電話加入権	2, 439	利益準備金	628, 845
その他の姿章	12,606	その他利益剰余金	9, 763, 961
投資その他の資産 投資有価証券	1, 506, 938 1, 195, 491	別途積立金	6, 350, 000
	1, 195, 491	繰越利益剰余金	3, 413, 961
長期前払費用	26, 517	自己株式	△482, 886
長期預け金	90, 838	評価・換算差額等	283, 697
保険積立金	177, 781	その他有価証券評価差額金	283, 697
そ の 他	15, 297	純資産合計	15, 014, 533
資 産 合 計	17, 009, 769	負債及び純資産合計	17, 009, 769

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

		科								目			金	額
売				-	Ŀ				高	5				4, 905, 261
売			上			原	Į		佂	6				3, 116, 899
	売			上		i	総		利	J		益		1, 788, 362
販	売	費	及	び	_	般	比管	理	!	į				1, 447, 181
	営				<u>業</u>			利	J			益		341, 181
営		業		,	外		収		益	È				72, 375
	受	取		利	息		及	CK	酉	1	当	金		39, 531
	そ						<i>(</i>)					他		32, 843
営		業		,	外		費		月]				950
	支			;	払			利				息		3
	そ						<i>(</i>)					他		946
	経				常			利				益		412, 605
特			別			利	J		益	È				2, 428
	投	資	:	有	価	į	証	券	壳	_	却	益		2, 428
特			別			損	į		失	=				13
	固		定	;	資		産	阴	<u>}</u>	却		損		13
	税	5		前		当	其	月 月	純	₹	i]	益		415, 021
7.	去丿	人利		,	住	民	税	及	び	事	業	税		67, 331
) }	去	人		税	ź	4	ŧ	調		整		額		65, 983
È	<u></u> 当		期	1		糸	ŧ		利			益		281, 706
_	_	_								_				

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

			t.	朱	主	資		本		
		資本剰	割余金	É	利 益	剰	余 金	Ž		
	V 1 A		資 本		その	他 利 益 乗	余金	利益	d = 14 h	株主資本
	資本金	資 本準備金	資 余 計	利 益準備金	特別償却	別 途 積 立 金	繰越利益	剰 余 計	自己株式	合計
当期首残高	2, 515, 383	2, 305, 533	2, 305, 533	628, 845	2, 162	6, 350, 000	3, 341, 265	10, 322, 273	△371, 581	14, 771, 607
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△2, 162		2, 162	_		_
剰余金の配当							△211, 172	△211, 172		△211, 172
当期純利益							281, 706	281, 706		281, 706
自己株式の取得									△111, 305	△111, 305
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	△2, 162	_	72, 695	70, 533	△111, 305	△40, 771
当期末残高	2, 515, 383	2, 305, 533	2, 305, 533	628, 845	_	6, 350, 000	3, 413, 961	10, 392, 807	△482, 886	14, 730, 836

	評価・換	算 差 額 等	
	その他有価証券評価 差 額 金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
当期首残高	58, 181	58, 181	14, 829, 789
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			_
剰余金の配当			△211, 172
当期純利益			281, 706
自己株式の取得			△111,305
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	225, 515	225, 515	225, 515
事業年度中の変動額合計	225, 515	225, 515	184, 744
当期末残高	283, 697	283, 697	15, 014, 533

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

(2) デリバティブの評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品 総平均法による原価法・仕掛品 総平均法による原価法・原材料 総平均法による原価法

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属 設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建 物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額

に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期

末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社においては各種製品の販売等がありますが、これらは主として顧客への引渡時に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しております。

なお、「収益認識に関する会計の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、 出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であり、期首利益剰余金に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

7,809,996千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式総数 普通株式 893,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 100,497株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①2021年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額 113,708千円

(2) 1株当たりの配当額 140円

(3) 基準日 2021年3月31日

(4) 効力発生日 2021年6月28日

②2021年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額 97,464千円

(2) 1株当たりの配当額 120円

(3) 基準日 2021年9月30日

(4) 効力発生日 2021年12月3日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年6月24日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額 110,950千円

(2) 1株当たりの配当額 140円

(3) 基準日 2022年3月31日

(4) 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金並びに債券及び株式により行っております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、顧客の財務状況を定期的に確認し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、毎月時価や発行体の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2, 093, 132	2, 085, 607	△7, 525

(注) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
上	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	1, 174, 496	_	_	1, 174, 496	
債権	_	502, 651	_	502, 651	
資産計	1, 174, 496	502, 651	_	1, 677, 148	

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、349,989千円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券					
株式	_	13, 470	_	13, 470	
資産計	_	13, 470	_	13, 470	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は取引価格の終値を用いて決定されます。これらは活発な取引のある市場にて取引されており、時価はレベル1に分類しています。

社債の時価は、取引価格の終値、業界団体が公表する価格、公表された気配値を用いて 決定されますが、これらの債券は取引の活発でない市場で取引されるため、レベル2に分 類しています。

公社債投資信託の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2に分類しています。

株式形態のゴルフ会員権の時価は、取引所の市場価格がないため、取引相場によっており、レベル2に分類しています。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は167,485千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	当期末の時価		
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
5, 920, 282	△99, 638	5, 820, 643	6, 044, 957

- (注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、または貸借対照表計上額に指標を用いて調整した金額をもって時価としております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、賞与引当金、その他有価証券評価差額金 等によるものです。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

			(去位・111)
	建築材料事業	不動産事業	合計
売上高			
化粧板製品	3, 034, 876	_	3, 034, 876
電子部品業界向け製品	717, 831	_	717, 831
ケミカルアンカー製品	733, 643	_	733, 643
その他	53, 967	_	53, 967
顧客との契約から生じる収益	4, 540, 318	_	4, 540, 318
その他の収益	_	364, 943	364, 943
外部顧客への売上高	4, 540, 318	364, 943	4, 905, 261

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項)4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

- (1株当たり情報に関する注記)
- (1)1株当たり純資産額

(2)1株当たり当期純利益

18,945円71銭

350円11銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損損失及び 繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本デコラックス株式会社 取締役会 御中

栄監査法人 愛知県名古屋市

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本デコラックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書等類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、 構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかど うかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日本デコラックス株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 竹 中 保 一 印 監 査 等 委 員 田 島 和 憲 印 監 査 等 委 員 山 内 和 雄 印

(注)監査等委員田島和憲及び山内和雄は、会社法第2条第15号及び第331条 第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業 展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じま す。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金140円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は110,950,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条 ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款 を変更するものであります。

- (1)変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面 に記載する事項の範囲を限定できるとするための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定 (現行定款第17条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の変更案のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変
(株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招 集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類および連結 計算書類に記載または表示すべ き事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提 供したものとみなすことができ る。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現		定	款	変更案
(附則)				(附則)
	(新記	設)		1. 現行定款第17条(株主総会参
				<u>考書類等のインターネット開示と</u>
				みなし提供)の削除および変更案
				第17条(電子提供措置等)の新設
				は、会社法の一部を改正する法律
				(令和元年法律第70号)附則第1
				条ただし書きに規定する改正規定
				の施行の日(以下「施行日」とい
				<u>う)から効力を生ずるものとす</u>
				<u>る。</u>
				2. 前項の規定にかかわらず、施
				行日から6か月以内の日を株主総
				会の日とする株主総会について
				は、現行定款第17条はなお効力を
				<u>有する。</u>
				3. 本附則は、施行日から6か月
				を経過した日または前項の株主総
				会の日から3か月を経過した日の
				いずれか遅い日後にこれを削除す
				<u>る。</u>

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	s p s な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	* 村 重 夫 (1959年7月22日)	1983年4月 三菱商事㈱入社 1988年2月 当社入社、経営企画部長 1988年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1998年6月 当社代表取締役社長(現任) 2002年8月 高平商事㈱代表取締役社長 (現任)	26, 700株
2	* 村 勇 夫 (1968年2月24日)	1991年3月 日立化成工業㈱入社 (現 昭和電エマテリアルズ㈱) 1996年3月 当社入社 1998年5月 当社ケミカルアンカー本部長 1998年6月 当社取締役 2002年6月 当社常務取締役(現任) 2002年6月 当社マーケティング本部長 (現任)	26, 700株
3	* 村 俊 夫 (1959年10月1日)	1983年4月 当社入社 2010年5月 当社三重工場長 2011年5月 当社執行役員 2014年5月 当社本社工場長 2014年6月 当社取締役(現任) 2017年6月 当社ケミカルアンカー工場長 2020年4月 当社三重工場長(現任)	1, 200株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の田島和憲氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

尚、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
さまま ゆういち 佐々木 裕一 (1972年3月24日)	1999年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2007年7月 あずさ監査法人名古屋事務所入 所 (現 有限責任あずさ監査法人) 2019年12月 同監査法人退所 2020年1月 佐々木裕一公認会計士事務所 所長(現任) (重要な兼職の状況) 佐々木裕一公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会東海実務補習所 運営委員(現任) 日本公認会計士協会カリキュラム検討 委員会副委員長(現任) 日本公認会計士協会修了考査出題委員 (現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐々木裕一氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 佐々木裕一氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として会計財務・法務に精通しており会社経営を 統括及び監査する十分な見識を有しておられることから、社外取 締役として監督機能の役割を果たし、公認会計士としての視点に 基づき助言して頂くことを期待し選任をお願いするものであります。
 - 4. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項 に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して おりません。
 - 5. 佐々木裕一氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の 要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役 員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

X	モ	

株主総会会場ご案内図

- ◎会場 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地 日本デコラックス株式会社 本社2階会議室
- ○交通 名鉄犬山線「柏森駅」 下車 徒歩約5分

